

年企発 1006 第 3 号  
令和 5 年 10 月 6 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課長  
（公印省略）

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について

確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認事務等については、「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」（平成 13 年 9 月 27 日企国発第 18 号。以下「承認基準通知」という。）により取り扱われているところであるが、今般、「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」（令和 5 年厚生労働省令第 129 号。以下「改正省令」という。）が公布されたこと等を踏まえ、承認基準通知の 2（1）⑤及び別紙 7 について、別添のとおり一部を改正し、令和 5 年 10 月 16 日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

なお、今般の省令改正により規約変更の届出が不要となるのは、改正省令の施行日以後に施行される法令改正が対象となる。施行日前に施行された法令改正については、引き続き規約変更の届出が必要であり、その場合の別紙 7 の取扱いは従前の例によることとなるので、留意されたい。

## 確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成13年9月27日企国発第18号）新旧対照表

新	旧
<p>2 企業型年金規約に関する申請</p> <p>(1) 規約の承認申請及び変更の届出については、以下により申請するよう指導すること。</p> <p>① 規約の承認申請については、別紙2に掲げる書類によること。</p> <p>② 規約の変更の承認申請については、別紙3に掲げる書類によること。</p> <p>③ 規約の変更の届出については、別紙5に掲げる書類によること。</p> <p>④ 規約の終了の承認申請については、別紙6に掲げる書類によること。</p> <p>⑤ 前記①から③までの承認申請及び変更の届出においては、規約の概要として、次に掲げる事項を併せて事業主に届けさせること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 規約承認番号</li> <li>2. 規約名</li> <li>3. 実施（代表）事業所名称</li> <li>4. 郵便番号</li> <li>5. 所在地</li> <li>6. 事業主名称</li> <li>7. 郵便番号</li> <li>8. 住所</li> <li>9. 実施事業所数</li> <li>10. 企業型運用関連運営管理機関登録番号</li> <li>11. 企業型運用関連運営管理機関の名称</li> <li>12. 実施事業所連番</li> <li>13. 実施事業所名称</li> <li>14. 所在地</li> <li>15. 事業主名称</li> <li>16. 住所</li> <li>17. 他の企業年金制度の有無</li> <li>18. 他の企業年金制度の種類</li> <li>19. 他の企業年金制度の規約番号</li> <li>20. 拠出限度額の経過措置の適用</li> <li>21. 個人型DCの加入の可否</li> </ol> <p>⑥ 前記①から⑤までに掲げる書類のほか、承認申請及び変更の届出に添付する書類は別紙7によること。</p>	<p>2 企業型年金規約に関する申請</p> <p>(1) 規約の承認申請及び変更の届出については、以下により申請するよう指導すること。</p> <p>① 規約の承認申請については、別紙2に掲げる書類によること。</p> <p>② 規約の変更の承認申請については、別紙3に掲げる書類によること。</p> <p>③ 規約の変更の届出については、別紙5に掲げる書類によること。</p> <p>④ 規約の終了の承認申請については、別紙6に掲げる書類によること。</p> <p>⑤ 前記①、②及び④の承認申請及び変更の届出においては、規約の概要として、次に掲げる事項を併せて事業主に届けさせること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 規約承認番号</li> <li>2. 規約名</li> <li>3. 実施（代表）事業所名称</li> <li>4. 郵便番号</li> <li>5. 所在地</li> <li>6. 事業主名称</li> <li>7. 郵便番号</li> <li>8. 住所</li> <li>9. 実施事業所数</li> <li>10. 企業型運用関連運営管理機関登録番号</li> <li>11. 企業型運用関連運営管理機関の名称</li> <li>12. 実施事業所連番</li> <li>13. 実施事業所名称</li> <li>14. 所在地</li> <li>15. 事業主名称</li> <li>16. 住所</li> <li>17. 他の企業年金制度の有無</li> <li>18. 他の企業年金制度の種類</li> <li>19. 他の企業年金制度の規約番号</li> <li>20. 拠出限度額の経過措置の適用</li> <li>21. 個人型DCの加入の可否</li> </ol> <p>⑥ 前記①から⑤までに掲げる書類のほか、承認申請及び変更の届出に添付する書類は別紙7によること。</p>

(別紙 7)

添付書類 (届出)

変更内容	規約変更の届出														規約の失効
	事業主の変更		事業所の変更		運営管理機関の変更		資産管理機関の変更		労働組合の変更		加入者の変更		その他		
添付書類	事業主の名称のみが増加となる場合	事業主の名称の減少となる場合	名称の変更	住所の変更 (注3)	事業所の名称のみが増加となる場合	事業所の名称の減少となる場合	名称の変更	住所の変更 (注3)	確定拠出年金運用管理規約との委託契約に係る規約の変更 (注2)	確定拠出年金運用管理規約の相手方の変更	資産運用の委託契約及び支払調書の追加に係る規約の変更	労務管理規約又は労働協約等が負担する事務費の増加に係る規約の変更 (注2)	加入者組合の規約に関する変更 (注2)	規約の失効	
労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書	△	△			△	△			○	○	○	○	○	○	
労働組合の規約に関する事業主の証明書又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の事業主の証明書	△	△			△	△			○	○	○	○	○	○	
確定拠出年金運営管理機関委託契約書の写し	○	△			○	○					△	△			
労務合意に至るまでの労務協議の経緯	○	○			○	○									
資産管理規約書の写し	○	○			○	○				△	△				
就業規則 (又は労働協約) 及び給与規程 (又は退職金規程) の写し					△									△	
登記事項証明書	▲	▲	▲	▲										▲	
名称変更に係る決議議事録、対外的公表資料等			▲				△								
住居表示の変更内容が分かる書類				▲			△								
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	▲			○											
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主でなくなったことが分かる書類		▲				△								▲	
退職金規程、厚生年金基金規約、確定給付企業年金規約その他で退職手当制度の範囲を証する書類 (注1)					△										
簡易企業型年金の要件に適合することを証する書類 (注2)	○				○										
規約の一部を変更する規約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
規約変更理由書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
新旧対照本文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
増加する事業所の労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書	○				○										
増加する事業所の労働組合の規約又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の事業主の証明書	○														

○=必ず添付、△=必要に応じて添付、▲=いづれかを添付  
 (注1) 簡易企業型年金の場合を除く。  
 (注2) 簡易企業型年金の場合に限る。  
 (注3) 市町村の名称変更、配置分又は境界変更に伴い変更する場合を除く。

(別紙 7)

添付書類 (届出)

変更内容	規約変更の届出														規約の失効
	事業主の変更		事業所の変更		運営管理機関の変更		資産管理機関の変更		労働組合の変更		加入者の変更		その他		
添付書類	事業主の名称のみが増加となる場合	事業主の名称の減少となる場合	名称の変更	住所の変更 (注3)	事業所の名称のみが増加となる場合	事業所の名称の減少となる場合	名称の変更	住所の変更 (注3)	確定拠出年金運用管理規約との委託契約に係る規約の変更 (注2)	確定拠出年金運用管理規約の相手方の変更	資産運用の委託契約及び支払調書の追加に係る規約の変更	労務管理規約又は労働協約等が負担する事務費の増加に係る規約の変更 (注2)	加入者組合の規約に関する変更 (注2)	規約の失効	
労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書	△	△			△	△			○	○	○	○	○	○	
労働組合の規約に関する事業主の証明書又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の事業主の証明書	△	△			△	△			○	○	○	○	○	○	
確定拠出年金運営管理機関委託契約書の写し	○	△			○	○					△	△			
労務合意に至るまでの労務協議の経緯	○	○			○	○									
資産管理規約書の写し	○	○			○	○					△	△			
就業規則 (又は労働協約) 及び給与規程 (又は退職金規程) の写し					△									△	
登記事項証明書	▲	▲	▲	▲										▲	
名称変更に係る決議議事録、対外的公表資料等			▲				△								
住居表示の変更内容が分かる書類				▲			△								
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	▲			○											
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主でなくなったことが分かる書類		▲				△								▲	
退職金規程、厚生年金基金規約、確定給付企業年金規約その他で退職手当制度の範囲を証する書類 (注1)					△										
簡易企業型年金の要件に適合することを証する書類 (注2)	○				○										
規約の一部を変更する規約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
規約変更理由書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
新旧対照本文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
増加する事業所の労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書	○				○										
増加する事業所の労働組合の規約又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の事業主の証明書	○														

○=必ず添付、△=必要に応じて添付、▲=いづれかを添付  
 (注1) 簡易企業型年金の場合を除く。  
 (注2) 簡易企業型年金の場合に限る。  
 (注3) 市町村の名称変更、配置分又は境界変更に伴い変更する場合を除く。